

大阪医科薬科大学 医学部規程

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）が設置する医学部において、本学学則（以下、「学則」という。）に基づく必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学則に定める本学の目的に基づき、医学部医学科の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生命の尊厳と人権の尊重を基本に、人々の生き方や価値観を尊重できる豊かな人間性を育成する。
- (2) 多様な人材と共同し、医学や医療の分野で国際的に通用する新しい知識や技術を創造できる能力を育成する。
- (3) 科学的知識と倫理的判断に基づき、疾病および治療に関する専門知識、情報や技術を効果的に活用した医療が実践できる能力を育成する。
- (4) 医師として地域社会の特性を学び、多職種と連携し協働してさまざまな健康課題に取り組むことができる能力を育成する。
- (5) 医師として専門能力を自律的に探求し、継続的に発展させる基本的姿勢を育成する。

(授業科目等)

第3条 医学部の授業科目、当該科目の配当年次及び単位数は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 前項に定める医学部の授業は、講義、チュートリアル、演習、実験、実習及び実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
- 3 前項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で学生に履修させることができる。また、学生に海外において履修させる場合においても同様とする。

(履修届)

第4条 学生は、各学年次又は各学期の始めに、その学年次又は学期に開講される選択科目の中から、履修しようとする授業科目を定めて、学部長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、当該授業科目の授業開始後1週間以内に教育センター課に履修届（様式1号）を提出することにより行う。

(履修科目の変更・取消)

第5条 前条第1項の定めにより届け出た授業科目を変更し又は取消をしようとするときは、学部長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、当該授業開始後2週間以内に、教育センター課に履修科目変更・取消届（様式第2号）を提出することにより行う。

（履修の評価）

第6条 授業科目の履修の評価は、別表1の授業科目の細分に従って、当該授業科目の担当の教授、准教授、講師（以下、「担当教員」という。）が行う。

- 2 総合的な学力等の評価は、医学教育センター（以下、「教育センター」という。）が行う。

（履修の評価を受ける資格）

第7条 前条に定める授業科目の履修の評価を受けるためには、原則として講義については実授業時間の3分の2以上、実習、演習及び実技については全ての授業時間に出席していなければならない。

（単位算定の基準）

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) チュートリアルについては、20時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、講義、チュートリアル及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とすることができる。

（成績の評価）

第9条 授業科目の成績の評価は、別表1に掲げる授業科目ごとに当該担当教員が総合的に行う。

- 2 評価は100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀（S）、80点以上89点以下を優（A）、70点以上79点以下を良（B）、60点以上69点以下を可（C）、59点以下を不可（D）と表示する。

（単位の認定）

第10条 前条の成績の評価により、合格とする者に所定の単位を認定する。

（GPA）

第11条 第9条の評価に対してグレード・ポイント（以下、「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）を算出する。

$$GPA = \{(\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数})\} \text{の累計} / \text{履修単位数の合}$$

計（Dの単位数を含む。）

- 2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。

（試験）

第12条 第6条に定める授業科目の履修の評価のための試験は定期試験及び臨時試験とし、総合的な学力等の評価のための試験は統合的な試験とする。

（定期試験）

第13条 定期試験は、別表1にしたがい学年末又は学期末に、学長が一定の期間を定めて行う。

（臨時試験）

第14条 臨時試験は、当該授業科目の担当教員、教育センターが必要と認めたとき、適宜行う。

（統合的な試験）

第15条 統合的な試験は、別表1にしたがい学長が一定の期間を定めて行う。

- 2 統合的な試験には共用試験、臨床実習履修評価試験、総合試験などが含まれる。

（試験の実施方法）

第16条 試験の実施方法は、定期試験及び臨時試験については当該授業科目の担当教員が、統合的な試験については教育センターが定める。

（追試験）

第17条 試験を受けなかった者のうち、当該授業科目の担当教員、教育センターが、病気、災害その他やむを得ない理由によって試験を受けることができなかつたと認定した者については、所定の様式（様式3号）による願い出に基づき追試験を行うことができる。

- 2 追試験は次の各号を満たしている場合に、受験することができる。

- (1) 定期試験の受験資格を満たしていること。
- (2) 病気その他やむを得ない理由により定期試験の欠席が認められていること。
- (3) 定められた期間に受験手続きをしていること。

- 3 追試験の成績評価は100点法によって評価し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

（再試験）

第18条 試験において不合格となった場合は、当該授業科目の担当教員、教育センターが特に必要と認めた場合、再試験を行うことがある。再試験の受験を希望する者は定められた期間内に再試験受験願を提出しなければならない。

- 2 再試験は次の各号を満たしている場合に、受験を認めることがある。
 - (1) 定期試験の受験資格を満たしていること。
 - (2) 定められた期間に受験手続きをしていること。
- 3 再試験の成績評価は100点法によって評価し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。但し、60点以上の得点であってもすべて60点として評価する。

(受験料)

第19条 再試験を受験する者は、受験料を納めなければならない。

- 2 受験料の額は、1科目あたり3千円とする。

(試験に関する不正行為)

第20条 試験に関し不正な行為があったと認められた者については、当該授業科目の試験を無効とし、次の学年への進級若しくは卒業判定を受けることができない。

(進級)

第21条 各第1～第6学年次の学年末において、第1～第2学年次は単位未修得者、第3～4学年次及び第6学年次は単位未修得者、統合的な試験の不合格者、第5学年次は単位未修得者、統合的な試験の不合格者、クリニカルクラークシップ総合評価不合格者、以上の者は次の学年次に進級することができない。

- 2 前項の定めにより進級できなかった者が留め置かれる学年次及び学期は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 第1学年次から第5学年次においては、当該学年次に留め置く。
 - (2) 第6学年次においては、第6学年次に留め置く。(卒業判定がなされた時から臨床実習に参加することができる。)

第22条 前条第2項の規定によりそれぞれの年次に留め置かれた者は、第1～2学年次では、当該学年次でみとめられなかった授業科目を、第3～6学年次では、当該学年次に履修しなければならない全ての授業科目の授業科目を再履修し、合格しなければ次の学年次に進級することができない。

(休学)

第23条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。

- 2 病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学中の在籍料については、授業料相当額を納付しなければならない。

(休学期間)

第24条 休学期間は、引き続き2年を超えることができない。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、学則第7条に定める在学年限に算入しない。

(再入学)

第25条 本学を退学した者で、再入学を志願する者については、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当の学年次に入学を許可することがある。再入学の願い出は、退学の日から4年以内に限り、学力等について審議のうえ再入学を許可することがある。

- 2 再入学を願い出る者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。
- 3 再入学を許可された者は、学則第15条の規定により入学手続きをしなければならない。
- 4 再入学を許可された者が退学前に修得した単位は認め、退学までの在学年数は学則第7条の在学年限に算入する。

(入学検定料)

第26条 入学検定料は6万円、ただし推薦入学選抜及び大学入学共通テスト利用選抜は3万2千円とする。

(学費の納入に関する取扱い)

第27条 医学部の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

(研究生)

第28条 医学部において、研究生は受け入れない。ただし、学長が認めた場合はこの限りではない。

(委託生)

第29条 委託生を志望する者は、委託機関長からによる所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

- 2 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て、学部長が別に定め、学長が決定する。

(聴講生)

第30条 聴講生を志望する者は、所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

- 2 開講する授業科目のうち科目を指定して聴講することができる。
- 3 聴講生に対しては、試験及び単位の授与を行わない。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

第31条 単位互換履修生及び科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

- 2 前項の試験に合格した単位互換履修生及び科目等履修生には、所定の単位を与える。

3 単位を修得した科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。

(入学又は受入れ時期)

第32条 研究生、委託生、聴講生、単位互換履修生及び科目等履修生の入学又は受入れ時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときにはこの限りではない。

(納付金)

第33条 研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生の納付金は、別表2のとおりとする。ただし、研究生又は委託生の研究に要する特別の費用は、それぞれ研究生又は委託機関の負担とする。

(雑 則)

第34条 この規程の施行に際して必要な事項は、医学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(改 廃)

第35条 この規程の改廃は、医学部教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 本規程の施行に伴い、平成9年4月1日施行の大阪医科大学 医学部授業科目履修認定方法及び学習の評価・進級・卒業に関する細則は廃止する。